令和五年第二回大阪広域水道企 八月臨時会議録 業団 l議会

和五年八月八日 (火曜日) 午後一 時 開 議

〇出席議員

二十九 三十一番 三十番 番 松管 原河 井 野 合 英美子 弘 匡 樹

〇欠席議員

三十三番

井

上

浩

〇議事日程

議長の選挙 議席の指

副議長の選挙

三十二番

明

美

議 議 議 議

숲 슾 会 会

事 事 事 事

務 務 務 務

局 局

書

記 記

川﨑くるみ

瀬島 北 川

樹

局

書 書

尊義 晴

記記

竹 内

彦

局

十三番 道

二十六番 片 畄 弘

〇説 一明のため出席した者

技 副 術 長 兼 事 業 管 業 理 部 長 長 中 松 耕介

経 管 略 理 当 部 部 長 長 林 小 千絵

経 営 管 理 部 副 理 事 田 村

経 経営管理部危機管理課長 営管理部広域連携課長 藤野 林 有子 純也

営 管 管 理 理 部 部 財 総 務 務 課 課 長 長 船井 輝 昭

業管理部 技術管理課長 渡邉 経営管理部財務課会計官兼経営企画課参事

亀

田

経 経 経

監 経営管理部総務課参事兼監査委員事務局長 査 員 鈴 小 木 田 利 昭

二十四番

一十三番

島河安山

秀

司 誠 豊

部 田 本

一優夫

弘

一十八番 一十七番 一十五番

畑

中

二十二番 二十一番

十番 九番

寺 弘 大 通

倉 堂 Ш 田 束

基

文 弘

八番 七番 六番 五番 四番

> 奥 藤

渉 支 司

〇職務のため出席した者 局 長

会

事

務

鈴

木

企

経 営管理部経営企画課長 石橋 武志 剛

++

二番

井 本 山

郎 恵 充

村 朝 武

> 田 田

> > 賢 ゆ 英

大松森

育

十九八七

番 番 番 番 番 番 番

きもと

う

大 小

塚 北 田 田 渕

六 五. 兀

多

隆 賢 郎

美

倉 田

夫 浩

営管理 営 部 広域調整課長 濵田 幹 也 雄司

事業管理部副理事兼工務課長

端 俊

子 彦

第四

会議録署名議員の指名

第

五.

会期決定の件

(永藤企業長挨拶)

第六 般の報告

Ł 第一号議案 (例月現金出納検査結果の報告) 大阪広域水道企業団監査委員選

任

について同意を求める件

(永藤企業長説明)

第一号報告 令和四年度大阪広域水道企業団

第

八

道事業会計予算繰越計算書報告

第二号報告 令和四年度大阪広域水道企業団 業用水道事業会計予算繰越計算 工

報告の件

、松本副企業長説明!

大阪広域水道企業団議会議員派遣の件 請願第一号 漏水減額申請の基準に関する件

〇会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

〇鈴木議会事務局長 失礼いたします。

私は、議会事務局長の鈴木久雄でございます。

私は、議会事務局長の鈴木久雄でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自ございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自ございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自ございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自ごがいます。

御登壇をお願いいたします。

(島弘一議員登壇)

の島弘一でございます。の島議員 ただいま御紹介いただきました四條畷市選出

願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきまた間でございますので、議員各位の格段の御協力をお長の職務を行います。もとより議長選挙までの限られ地方自治法第百七条の規定によりまして、臨時に議

〇島臨時議長 ただいまより令和五年八月臨時会を開会

〇島臨時議長 本日の会議を開きます。

本職から指定することといたしたいと思います。これお諮りいたします。議員の議席は、議事の進行上、日臨時議長 日程第一、議席の指定を行います。

に御異議ございませんか。

明義と 即異義なしい思り、なり、 (「異議なし」の声あり)

〇島臨時議長 御異議なしと認め、そのように決定いた

議席は、配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

〇島臨時議長 日程第二、議長の選挙を行います。

いと思います。これに御異議ございませんか。ることとし、指名の方法は本職において指名いたしたることとし、指名の方法は本職において指名批選にすお諮りいたします。選挙の方法につきましては、地

(「異議なし」の声あり)

○島臨時議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の

議長に多田隆一議員を指名いたします。 本職において指名することに決定いたしましたので、

ませんか。 隆一議員を議長の当選人と定めることに御異議ございお諮りいたします。ただいま指名いたしました多田

(「異議なし」の声あり)

一議員が議長に当選されました。一議員が議長 御異議なしと認めます。よって、多田隆

ます。 ただいまより多田隆一議員の議長就任の御挨拶があ

〇島臨時議長 多田隆一議員。

(多田隆一議員登壇)

○多田議員 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げ

出の多田隆一でございます。企業団議会議長に就任させていただきました池田市選このたび、議員各位の御推挙を賜り、大阪広域水道

ございます。 な運営を行い、府域の水道事業の発展に努める所存でな運営を行い、府域の水道事業の発展に努める所存でもとより微力ではございますが、企業団議会の円滑

者におかれましては、格段の御協力、御鞭撻をいただ議員の皆様方並びに永藤企業長をはじめとする理事

ありがとうございました。きますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

の職務は終わりました。大変ありがとうございました。 の島臨時議長 以上をもちまして、私の臨時議長として

○多田議長 それでは、日程第三、副議長の選挙を行い

いと思います。これに御異議ございませんか。ることとし、指名の方法は本職において指名いたしたることとし、指名の方法は本職において指名批選によお諮りいたします。選挙の方法につきましては、地お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地

(「異議なし」の声あり)

ことに決定いたしました。法は指名推選によることとし、本職において指名する法は指名推選によることとし、本職において指名する方

副議長に西野滋胤議員を指名いたします。

いませんか。 滋胤議員を副議長の当選人と定めることに御異議ござ お諮りいたします。ただいま指名いたしました西野

(「異議なし」の声あり)

○多田議長 御異議なしと認めます。よって、西野滋胤

あります。 ただいまより西野滋胤議員の副議長就任の御挨拶が

〇多田議長 西野滋胤議員。

(西野滋胤議員登壇)

〇西野議員 副議長就任に際しまして御挨拶申し上げま

す。

す。とになりました大阪狭山市選出の西野滋胤でございまとになりました大阪狭山市選出の西野滋胤でございま阪広域水道企業団議会副議長に就任させていただくここのたび、議員の皆様方の御推挙によりまして、大

善を尽くしてまいります。微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営に最長をはじめとする理事者の皆様の御協力を得まして、長の職長の下、議員各位の御支援を賜り、永藤企業

ただきます。 ようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていようお願い申し上げましては、御指導、御鞭撻を賜ります

○多田議長 副議長就任の御挨拶が終わりました。

○多田議長 日程第四、会議録署名議員の指名を行いま

す。 の、森本雄一郎議員及び松井育人議員を指名いたしまり、森本雄一郎議員及び松井育人議員を指名いたしま 会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定によ

○多田議長 日程第五、会期決定の件を議題といたしま

(「異議なし」の声あり)いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日と

〇多田議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一

〇多田議長 ただいまより企業長の御挨拶があります。

〇多田議長 永藤英機企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 本日は、令和五年第二回八月臨時会に御

さて、先日御案内のとおり、大阪広域水道企業団と

たします。

した。

「大阪市は、これまで令和六年四月の水道事業の統合に大阪市は、これまで令和六年四月の水道事業の統合に大阪市は、これまで令和六年四月の水道事業の統合に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市及び東

す。

では、一層の御理解、御協力をいただけますと幸いでには、一層の御理解、御協力をいただけますと幸いでには、これまで以上に連携を密にしながら、統合がを得て、これまで以上に連携を密にしながら、統合が

〇多田議長 企業長の御挨拶が終わりました。 それでは、本日どうぞよろしくお願いいたします。

○多田議長 日程第六、諸般の報告を議題といたします。

○多田議長 日程第七、第一号議案「大阪広域水道企業

ます。 議案は、配付いたしておきましたので、御了承願い

議案につきまして、企業長の説明を求めます。

(永藤英機企業長登壇)

〇多田議長 永藤英機企業長。

○永藤企業長 第一号議案「大阪広域水道企業団監査委

議案を御覧ください。 議案書をお開きいただきまして、一ページ、第一号

十条第一項の規定により、二人を置く旨が定められて当企業団の監査委員は、大阪広域水道企業団規約第

年と定められています。されており、その任期は、同条第三項の規定により四されており、その任期は、同条第三項の規定により四関し優れた識見を有する者のうちから選任することと議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理にいます。選任については、同条第二項の規定により、います。選任については、同条第二項の規定により、

す。の規定により、後任の監査委員に選任したいと思いまの規定により、後任の監査委員に選任したいと思いま子氏について、地方公営企業法第三十九条の二第五項八月八日に満了することに伴い、石崎一登氏、小林依現在就任いただいている監査委員二名の任期が本日

お願いいたします。 議員の皆様の御同意をいただきますよう、よろしく

○多田議長 以上で企業長の説明は終わりました。

す。
討論は、通告がありませんので、討論なしと認めま

○多田議長 これより、日程第七の第一号議案「大阪広
を採決いたします。

ことに御異議ありませんか。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意する

(「異議なし」の声あり)

○多田議長 御異議なしと認めます。よって、第一号議

〇多田議長 石崎一登さん。

(石崎一登さん登壇)

○石崎新監査委員 一言御挨拶を申し上げます。

崎一登でございます。 ただいま監査委員選任の御同意をいただきました石

ただきたいと思っております。監査委員の職責を果たすべく、誠心誠意尽力させてい及び財務の信頼性をより一層高めることができるよう、監査機能を通じまして、大阪広域水道企業団の事業

ろしくお願い申し上げます。議員の皆様には、御支援、御指導を賜りますようよ

だきます。ありがとうございました。 簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていた

○多田議長 小林依子さん。

(小林依子さん登壇)

〇小林新監査委員 ただいま監査委員選任の御同意をい

てまいりたいと考えております。して、公平公正な立場でその職責をしっかりと果たしたで、公平公正な立場でその職責をしっかりと果たし監査委員としての職務の重要性を十分に認識いたしまい道事業、工業用水道事業を担う地方公営企業体の

ますようよろしくお願い申し上げます。
つきましては、今後、皆様の御指導、御鞭撻を賜り

させていただきます。ありがとうございました。簡単ではございますが、就任に当たっての御挨拶と

〇多田議長 以上で紹介は終わりました。

書報告の件」外一件を一括議題といたします。四年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算四年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算の多田議長 日程第八、報告第一号及び第二号、「令和

ます。 議案は、配付いたしておきましたので、御了承願

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

〇多田議長 松本竜三副企業長。

(松本竜三副企業長登壇)

及び第二号報告につきまして御説明申し上げます。
の松本副企業長 本議会に提出いたしました第一号報告

議案書の二ページを御覧ください。

申し上げます。 業会計予算繰越計算書報告の件」につきまして御説明第一号報告「令和四年度大阪広域水道企業団水道事

算繰越計算書を御覧ください。 三ページの水道事業会計(水道用水供給事業)の予

令和四年度の水道用水供給事業における建設改良費 令和四年度の水道事業会計(市町村域水道事業)の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況のでの変化への対応に日時を要したことなどにより、翌年四ページの水道事業会計(市町村域水道事業)の予算機越計算書を御覧ください。

います。

二十万九千六百円を令和五年度に繰り越すものでござことにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、五百ことにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、五百の予算につきまして、関係者との調整に日時を要した

五ページを御覧ください。

御説明申し上げます。 水道事業会計予算繰越計算書報告の件」につきまして 第二号報告「令和四年度大阪広域水道企業団工業用

覧ください。 「六ページの工業用水道事業会計予算繰越計算書を御

度に繰り越すものでございます。り、七億九千九百三十六万三千五百三十円を令和五年り、七億九千九百三十六万三千五百三十円を令和五年したことなどにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおの施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要の和四年度の建設改良費の予算につきまして、工事

告するものでございます。により繰り越したもので、同条第三項の規定により報により繰り越したもので、同条第三項の規定により報

る

お願い申し上げます。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく

○多田議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

りますので、御了承願います。 日程第八の報告二件につきましては、議決不要であ

の多田議長 続いて、日程第九、請願第一号「漏水減額の多田議長 続いて、日程第九、請願第一号「漏水減額

〇鈴木議会事務局長 失礼します。 請願文書表につきまして、事務局に説明をさせます。

臨時会資料の請願文書表を読み上げさせていただき

請願第一号。

漏水減額申請の基準に関する件。

要旨。

免申請をした。 水道企業団阪南水道センター所長に対して水道料金減請願人は、令和五年一月三十一日付けで、大阪広域

却した。 な申請を受理することなく、理由も示さず請願人に返な申請を受理することなく、理由も示さず請願人の適法しかし、令和五年三月十四日付けで、請願人の適法

た。 請求も受理することなく理由も示さず請求人に返却し さらに、請願人がした令和五年三月十九日付け審査

減額対象外の合理的基準を定めるよう求めるものであ団において、全ての減免申請を受理し、減額対象及び以上のことから、下記のとおり、大阪広域水道企業

減額対象及び減額対象外の合理的基準を定める 全ての漏水減額申請の受理を求める。

請願者、阪南市、

よう求める。

紹介議員、南野敬介。

受理年月日、令和五年四月二十八

以上でございます。

〇多田議長 質疑は、 これより日程第九の請願に対する質疑を行います。 以上で事務局の説明は終わりました。 お一人当たり登壇回数三回まで、時間は、

答弁を除く質疑のみで十五分の範囲で行います。 指名をいたします。

通告がありますので、

〇多田議長 朝田充議員。

(朝田充議員登壇)

だと思います。

〇朝田議員 それでは、請願第一号「漏水減免申請の基 準に関する件」について質問いたします。

に至る経過、詳細について、説明の答弁を求めます。 最初に、具体の中身に入っていく前に、本件の請願 次に、今回の請願は二点求めておられます。

主張されています。 理することなく、理由も示さず請求人に返却した」と ところでも、「請求願人の適法な漏水減額の申請を受 理を求める」というものです。 に、請願要旨一として、 「全ての漏水減免の受 請願書の経緯と理由の

弁を求めます。 にどういう形、体系で規定されているのかについて答 基本的な考え方、理念についての答弁と、それは法的 そこで、そもそも当該企業団の漏水減額についての

三月十四日付文書「水道料金減額申 -請書の返

却について」についてお尋ねいたします。 請願人が提出した漏水減額申請書類は、 結局、 減 額

> そうなるのかについての法的な基本的な考え方の説明 管での漏水は減額対象外との記述があるのみで、 うことにならないのでしょうか、見解を求めます。 はありません。ここら辺は確かに丁寧さに欠けるとい に返却したわけですが、その理由については、 対象外なので、この三月十四日付文書を同封して本人 露出配 なぜ

ず教示がなかったのも上記理由によるものです」とい う理由を述べています。ここで言う教示とは、行政不 約であるので、減額申請について受理という手続をせ 服審査法上のことを言っているので、それは私もそう 文書では、先ほど述べた対応を取った理由について、 十日付の「審査請求書に対する対応について」という 「水道水の供給契約は、水の売買に関する私法上の契 次に、さらにその後の文書、請願人に宛てた四月二

教示という法律用語が出てきますので、その解説の答そこで、まず、私法上の契約、行政不服審査法上の 弁を求めます。

足らずで誤解を生むのではないかと思います。 んか。答弁を求めます。 確立している行政手続論から説明すべきではありませ です。行政不服審査法と絡めて説明するのではなく、 判明したので、不受理という処分を行ったということ 受領した要件を審査したところ、不適格であることが 受理という概念は存在しません。なので、本件の場合 続における申請行為は、受領によって審査が開始され せずと説明しているわけですが、これはちょっと言葉 次に、当該文書の受理について、受理という手続を 行政手

るという対応は、 強調される時代にあって、 しかし、ここでも私は、 不受理の法的な理由説明を文書的にきっちりす これからの時代必要ではないかと思 これだけ行政の説明責任が そういう疑問を呈してきた

> この点も見解を求めます。 ことでは課題があるのではないかと思うわけですが、 うわけです。その点で、やはり適切さ、丁寧さと

象外の合理的基準を定めるように求める」についてお象外の合理的基準を定めるように求める」についております。 尋ねいたします。 第二に、請願要旨二として、「減額対象及び減額

ではないかと考えますが、答弁を求めます。 するが、その法的事実がないと主張するのが適切な 域水道企業団水道事業供給条例第四十四条違反と主 もそも大阪広域水道企業団行政手続条例違反、大阪 このみを主張して門前払い的な対応をするよりも、そ 服審査法の処分をめぐる法的な情勢です。なので、こ の激しい論争となっているというのが、現在の行政不 そういう判例、学説もあり、いわゆる伝統的な立場と の道がないということで、行政処分概念を拡張する、 それでは対象があまりにも著しく狭まり、国民の救 れているものをいう」という判例があるわけですが、 形成しまたはその範囲を確定することが法律上認めら す。処分の概念については、「直接国民の権利義務を います。しかし、この立場はいかがなものかと思いま 不服審査請求はできないのだという見解が展開されて 道料金の減免は行政庁の処分には当たらず、そもそも る対応について」において、私法上の契約であり、水 ど言及した四月二十日付の文書、「審査請求書に対す 請求もされているわけですが、これに対しては、 なのだ」ということで、行政不服審査法に基づく審 的基準がない」、「そのもとでの不受理は不当な処 とにもかくにも請願人は、 「漏水減額について合

求 願 ることなく、 人に返却した」、 人の審査請求も受理することなく、 最後に、 請願人は、 理由も示さず請求人に返却した」、「請 「全ての減免申請を受理し、 「請求人の適法な申請を受理 理由も示さず請 減額

の見解を求めておきます。

尋ねしたことを踏まえて、この請願人の主張について基準を定めよ」と求めているわけですが、これまでお基準を定めよ」と求めているわけですが、これまでおす。

一問目、以上です。

○多田議長 これより答弁を求めます。

○多田議長 濵田広域調整課長。

〇濵田経営管理部広域調整課長 朝田議員の質問に対し

るまでの経過についてお答えいたします。まず、請願者による漏水減額申請から当該請願に至

て返却いたしました。
を記載した書面を添付し、申請書一式を郵送にする旨を記載した書面を添付し、申請書一式を郵送に象外で減免することができないため、申請書類を返却を記を得ず三月十四日に、露出配管での漏水は減額対

団の見解を電話で説明し、四月二十日付で審査請求書て、本件審査請求に対応することができないとの企業状の対象となる行政庁の処分に当たらない。したがっ私法上の契約であり、水道料金の減免決定は、審査請私法上の契約であり、水道料金の減免決定は、審査請その後、三月十九日付、請願者から審査請求書が郵

次に、漏水減免の考え方及び条を郵送にて返却いたしました。

お答えいたします。 次に、漏水減免の考え方及び条例等の規定について

家庭等の給水管などの給水装置は使用者の資産であり、水道事業給水条例では、使用者等は、善良な管理り、水道事業給水条例では、使用者等は、善良な管理り、水道事業給水条例では、使用者等は、善良な管理が、しかし、この善良な管理していたとしても漏水を防ぐことができなかったと認められる不可抗力による漏水にとができなかったと認められる不可抗力による漏水にないては減免できることを条例及び施行規程で規定しております。さらに、阪南水道事業における漏水に係る減免取扱要綱では、給水装置の使用者が善良な管理る減免取扱要綱では、給水装置の使用者が善良な管理をしているにもかかわらず発生した漏水に対し、料金の減額を行うと規定しております。

た。 ースには該当せず、減額の対象とはならないものでしースには該当せず、減額の対象とはならないものでしであったことから、善管注意義務が果たされていたケに露出しており、寒波による凍結の予測や対策は容易へ回の請願者からの申請は、破損した給湯管が屋外へ回の請願者からの申請は、破損した給湯管が屋外

についてお答えいたします。

お答えいたします。却についての御質問に対する当企業団の見解について次に、三月十四日付文書、水道料金減額申請書の返

せん。」とだけ記載しました。での漏水は減額対象外であり、減免することができまで説明していたことから、当該文書には、「露出配管当初、減免取扱要綱に基づき減額できない旨を電話

たかと思われます。書にも条例等の根拠条文を記載するなどの対応もあっでは納得いただけていないことを踏まえると、当該文しかしながら、議員御指摘のとおり、電話での説明

以に、審査請求書の返却に関し、私法上の契約と教

示についてお答えいたします。

やサービスの調達契約などがございます。 適用されます。例えば、水道の給水契約のほか、物品どの私人としての利益や関係について規定した法律がどの私人としての利益や関係について規定した法律が表がございます。地方公共団体が一般企業と異なら契約にございます。地方公共団体が一般企業と異なら、地方公共団体の契約には、公法上の契約と私法上の

大に、審査請求に対する当企業団の対応への御指摘審査請求書の返却に当たって、「「受理」という手続審査請求書の返却に当たって、「「受理」という手続審査請求書の返却に当たって、「「受理」という手続をせず」と記載したのは、審査請求書において、請願をせず」と記載したのは、審査請求書において、請願をせず」と記載したのは、審査請求書において、請願をせず」と記載したのは、審査請求書に対し、当該処分について不可以不可以表表します。

説明しました。 当企業団としては、現行の法令解釈に基づき業務を 当企業団としては、現行の法令解釈に基づき業務を 当企業団としては、現行の法令解釈に基づき業務を 当ました。さらに、当該文書には、減免の基準の考え しました。さらに、当該文書には、減免の基準の考え 大や、本件減額申請が対象外となる理由に加え、減額 申請書などの返却の経緯、また、法令違反となる法的 事実がないということも記載し、請願者に対し丁寧に が別別しました。

えいたします。 請願者の主張に対する当企業団の見解についてお答

ることもなく」には当たらないと考えております。ま審査を行っており、「請願要旨の適法な申請を受理すはございませんが、当然のことながら、申請の受付や請願者からの漏水減額申請は、行政手続条例の適用

け。 対象とならないため、書類を返却したものでございまついても、本件が行政不服審査法に基づく審査請求のた、「審査請求も受理することもなく」という主張に

に、口頭及び書面で理由を示しています。理由の提示につきましては、申請書等を返却する際

な内容であると考えております。できなかった漏水を減免の対象と定めており、合理的管注意義務をもって管理していたとしても防ぐことがは、給水条例施行規程並びにこれに基づく要綱で、善は、合理的基準を定めよ」との主張については、減免

〇多田議長 朝田充議員。

(朝田充議員登壇)

〇朝田議員 それでは、二問目いきます。

しくお願いいたします。というがですけれども、減免取扱要綱には、減額対象とならんですけれども、減免取扱要綱には、減額対象とならんですけれども、減免取扱要綱には、減額対象とないですけれども、減免取扱要綱には、減額対象とないですけれども、減免取扱要綱には、減額対象とないですけれども、減免取扱要綱には、減額対象とないですが、対象を表別に

個人責任では対処できない激甚災害には、 個人の家屋は当然のことながら私有財産でありますが、 いうことで、 ついては減額措置を認めようという考え方であります。 いうのは困難で、そういう個人責任を問い難いものに 埋設されているものであって、個人責任で漏水発見と うことです。しかしながら、水道管というのは地下に 所有物であり、基本的には個人責任が適用されるとい らの分岐までで、個人宅の給水設備については個人の 業における公、パブリックの部分というのは配水管か 部損壊への公的支援制度、 基本的な考え方、理念というのは、要するに給水事 基本個人責任ですが、 生活再建支援金があると そこから踏み込ん 全壊、 半壊、

ことも含めて見解を求めておきたいと思います。ことも含めて見解を求めておきたいと思います。考え方であるとも言えるわけですけれども、こういうで、一部公的支援を認めよう。こういう点では同質の

前向きな答弁であったと思います。であったため、今後留意する」ということで、一定の続条例では受理という定義がなく、正確性を欠くもの例を掲載するなど対応する方法もあった」、「行政手さが不足している部分については、「文書にも根拠条次に、企業団の一連の対応について、適切さ、丁寧

ただ、審査請求への回答で、法令違反となる法的事ただ、審査請求への回答で、法令違反となる法的事ただ、審査請求への回答で、法令違反だと記載、説明していると実がないということもちゃんと記載、説明していると実がないということもちゃんと記載、説明していると実がないということもちゃんと記載、説明していると実がないということもちゃんと記載、説明していると

上の要件に適合しない申請」で、 そういう論理展開なのではないかと思われます。 の要件の形式上というところだけに着目して、 です。これはむしろ今回の企業団の対応の正当性、適 れた許認可等を拒否しなければならない」というもの 当該申請の補正を求め、または当該申請により求めら めた申請の形式上の要件に適合しない申請については 当該申請の審査を開始しなければならず、条例等に定 水を記載していたわけですから、 れた様式で申請したのに不受理にするとは何事やと、 るのか、理解に苦しむところなんです。恐らく形式上 をもってすれば企業団の対応が違法だということにな 法性を証明する条文だと考えます。どういう条例解釈 「行政庁は、申請が事務所に到達したときは遅滞なく 同じく、 そもそも申請書の減免理由の欄に減免対象外の漏 企業団手続条例第七条ですが、これ 当然、 立派な 「申請の形式 「許認可等を 指定さ しか

ョンがつくわけです。見解を求めます。こら辺をきちんと展開しているかというと、クエスチいうことの説明であって、相手の言い分に則して、こいかと思います。そういうことが、法的事実がないと拒否しなければならない」ということになるのではな

公開されているのでしょうか。答弁を求めます。一問目で答弁された漏水減額関係の条例、要綱は全て公にしておかなければならない」となっていますが、また、当該行政手続条例第五条では、「審査基準を

二問目、以上です。

○多田議長 濵田広域調整課長。

〇濵田経営管理部広域調整課長 の中であって容易に発見できない漏水、第四号で、 腐 ケースといたしまして、第一項第一号で、給水装置 条 る減額対象となる漏水についてお答えいたします。 水器取付部からの漏水、第五号で、 ルタップの故障による漏水、第三号で、 阪南水道事業における漏水に係る減免取扱要綱第 食、 第一項で、料金の減額の対象となる具体的な漏水の 破損等による漏水、第二号で、受水槽等のボ 減免取扱要綱に規 その他の発見が 地下または 量

されません。
認められないため、第四条第一項各号のいずれも適用減免の前提となる善管注意義務が果たされていたとは請願者の漏水は、給水装置の破損によるものですが、

難であると認められる漏水と定めています。

次に、議員お示しの激甚災害が発生した場合に行政が行う生活支援につきましては、国の被災者生活再建立援制度の概要によりその生活の再建を支援し、もって支援金の支給によりその生活の再建を支けた者に対し、によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、は民の生活支援につきましては、国の被災者生活再建た、議員お示しの激甚災害が発生した場合に行政

していない点において異なるものでございます。できなかった漏水を減免しており、生活支援を目的と管注意義務をもって管理していたとしても防ぐことがを支払っていただくことを基本としておりますが、善一方、水道料金は、給水契約に基づきまして、全額

についてお答えいたします。 次に、給水条例第四十四条及び行政手続条例第七条

ったものでございます。
ており、請願者に対しては、要綱に基づいて説明を行ており、請願者に対しては、要綱に基づいて説明を定め一的に行えるよう、施行規程及び減免取扱要綱を定めについてのできる規定でございますが、その判断を統議員お示しのとおり、給水条例第四十四条は、減免

ません。
ません。
また、行政手続条例第七条は、行政庁の処分を求めまた、行政手続条例第七条は、行政庁の処分を求めまた、行政手続条例第七条は、行政庁の処分を求めまた、行政手続条例第七条は、行政庁の処分を求めまた、行政手続条例第七条は、行政庁の処分を求めまた。

してお答えいたします。 次に、漏水減免に関する規定の公表の状況につきま

求めがあれば御覧いただけます。おります。また、要綱は、各水道センターの窓口で、給水条例施行規程は、企業団ウェブページに掲載して、水道事業給水条例並びに各水道事業に係る水道事業

は該当いたしません。用されないので、要綱は同条例で規定する審査基準に用されないので、要綱は同条例で規定する審査基準に

以上です。

〇多田議長 朝田充議員。

(朝田充議員登壇)

ついての基本的な考え方、理念ですけれども、私はこの朝田議員 二問目答えていただきました。減額措置に

れると、

私は

「異議あり」です。

なぜなら、

日本社会

現在の水道の減免制度について、

現状でよいかと問わ

該請願についての判断はそういうことですけれども、

おきたいと思います。 は、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自

それで、三問目ですけれども、行政手続条例の関係をますが、この点について最後に答弁を求めておきますが、三問目ですけれども、行政がより望ましい方向だを受けての減額規定なわけですから、要綱ではなくてが問われる時代ですから要綱の公開は必要だし、条例が問われる時代ですから要綱の公開は必要だし、条例が問われる時代ですから要綱の公開は必要なし」、では「処分には当たらないので対応の必要なし」、では「処分には当たらないので対応の必要なし」、を考えますが、この点について最後に答弁を求めておと思うがですが、この点について最後に答弁を求めておいては「処分には当たらないので対応の必要なし」、

最後に、意見の開陳をしておきたいと思います。当は「不採択」という判断をするものであります。はされており、請願人が納得するかしないかは別としはされており、請願人が納得するかしないかは別として、条例、要綱で合理的基準が定められています。適は一不採択」という点では、不十分さがありながらも、切さや丁寧さという点では、不十分さがありながらも、切さや丁寧さという点では、不十分さがありながらも、切さや丁寧さというと思います。ですから、当該請願は「不採択」という判断をするものであります。当最後に、意見の開陳をしておきたいと思います。当は「不採択」という判断をするものであります。当

を終わります。 を終わります。 検討すべきことを強く訴えて、質問ちだと考えます。検討すべきことを強く訴えて、質問ちだと考えます。 また、物価高騰が府民を る料金軽減制度を創設すべきです。あってしかるべき です。現状は、他の私法上の契約と対比してもバラン です。現状は、他の私法上の契約と対比してもバラン です。現状は、他の私法上の契約を対比してもバラン です。現状は、他の私法上の契約であります。水道料金にも の現状は、かつてないほどに格差と貧困が広がってい の現状は、かつてないほどに格差と貧困が広がってい

以上です。

○多田議長 濵田広域調整課長。

○濵田経営管理部広域調整課長 減免に関する規定の定

考に検討してまいりたいと思います。 方法を引き継いでおり、条例、施行規程、要綱につき ましても、市町村時代と同様になってございます。 であり、決まった形はありませんが、現在、企業団で は、十三水道事業の減免要綱の統一に向け取り組んで いることから、要綱の公表も含め、他団体の状況も参 がることから、要綱の公表も含め、他団体の状況も参

以上です。

〇多田議長 朝田議員の質疑が終わりました。

.たします。 これをもって、日程第九の請願に対する質疑を終結

〇多田議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

(午後一時五十九分再開)

〇多田議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。 それでは、再開いたします。

○多田議長 準に関する件」に対する討論は、 で、討論なしと認めます。 日程第九の請願第一号「漏水減額申請の基 通告がありませんの

○多田議長 これより、日程第九、請願第一号「漏水減 額申請の基準に関する件」を起立により採決いたしま

○多田議長 本請願につきまして、採択することに賛成 の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○多田議長 起立なしであります。よって、請願第一号 は、不採択とすることに決定いたしました。

〇多田議長 日程第十、大阪広域水道企業団議会議員派

〇多田議長 お諮りいたします。会議規則第百十七条第 遣の件を議題といたします。 団の浄水施設等の調査に派遣いたしたいと思います。 一項の規定により、配付のとおり、大阪広域水道企業

「異議なし」の声あり)

これに御異議ありませんか。

〇多田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、

配付のとおり決定いたしました。

〇多田議長 ました。 以上で、本日の議事日程は全て終了いたし

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和五年八月臨時会を閉会いたしま

午後二時一分 閉会

> 臨時議長 島 弘

議 長 多田 隆

副 議 長 西野 滋胤

議 員 松井 育人

議

員 森本 雄一 郎